

回 答 書

2026年7月2日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 御中

想いコーポレーション株式会社

貴法人からの令和8年6月2日付け文書に対して、下記のとおり回答いたします。

記

第1 第2について

- 1 (1)については、具体的な回答はいたしません。
- 2 (2)について、郵送費についてご指摘がありましたが、重複して算定を行うものではございません。こちらは正式な契約書を作成するにあたっては、整備して規定を設けます。
- 3ア (3) 1行目から7行目までについて、当社の提供するサービスは、お客様の生前から死後までの様々なお不安やご心配を除去することを目的とするものです。そして、これを法的に着実に実施するためには、遺言、死後事務委任契約及び任意後見契約の各公正証書の作成が有効・適切と考えられることから、これを作成することを想定して、この費用も契約金に含めています。本来、こちらの公正証書作成費用はお客様が負担すべきものとなりますが、当社の契約金は、こちらの費用も含めた内容で設定し、ご納得いただいたうえでお支払いただいています。そして、公正証書の作成を担当する専門家士業に、適宜作成手数料として支払う形で運用を行っているものです。

したがって、専門家に支払うべき公正証書作成費用を、契約金に含めた形でお客様にご請求することに問題はないものと考えております。

イ 8行目以下の「士業手配」についてですが、まず弁護士を紹介することが弁護士法72条に違反するとのこと指摘があります。

しかし、当社が関与する遺言、死後事務委任契約及び任意後見契約については、いずれも弁護士法72条が規定する（他人の）法律事件に該当するものではありません。

したがって、当社がお客様に弁護士を紹介（手配）することは弁護士法72条に違反するものではありません。この結果、弁護士が当社よりお客様の紹介を受けたとしても、弁護士職務基本規程11条に違反するものでもありません。

司法書士行為規範12条及び行政書士職務基本規則15条は、いずれも依頼者の紹介を受けたことに対して対価を支払ってはならない等とあります。

しかし、当社はお客様を紹介した司法書士及び行政書士から金銭を受領していませんので、当該各規定に違反するものではありません。

ウ 以上のとおり、当社がお客様に士業を手配（紹介）することは、法令に違反するものではありません。

なお、当社が行っている士業の手配が法令に抵触するとすれば、一般的に行われている信託銀行等の専門家紹介や、社会福祉協議会等有償で行っているサービスについても法令に抵触しうることになります。しかし、このような解釈は甚だ不合理で一般に通用するものではありませんし、またそのように考えられているものでもないと思います。

エ 以上のとおり、当社の契約内容である「遺言、死後事務委任契約、任意後見契約3通の作成に係る士業手配及び当該士業への報酬」は、その文言のとおりサービスとなりますので、その旨回答します。

第2 第3については、昨今の状況等を踏まえ、当該条項は削除することとします。

以上